

「死者・生者」に曰く。

「死者に対する真実の回復は、生者の救済者たる死者のメシアによって、審判の實をこの世界にあげてゆくというところにあるのである。」
まさに我々一同は死者との真の共在・共歸を理念とし、ひたすら死者による救済を神に託し、祈念し奉り、神の御はかりに委ねられ、歿をもつて死者のメシアたることを信じて決意した者である。

「死者・生者」に曰く。
「死者の救済の途として、我々が二千年のこの世の政治・社会の根本的変革を企てていくのである。」

斯くして、死者の救済は、生者の政治・社会の根本的変革を企て、生者の救済をもつて、死者の救済となるのである。

「我々」とは、いかにあるのである。

日蓮大聖人は、撰時抄に、「余に三度のこのみろ（高麗）あり」といふに、この「国」は、高麗のことである。そして日蓮大聖人滅後の門弟もまた、

（国主）

(2)

日本が日本人の保護の事とする。それには、
その権利を認め、申状に創設し、時の所を、
者に提出せられたのである。

我々一同とまた、日本が、日本地は協定
のもと、我が政府の志を、
刀剣を、
権を、
下した、
もって、

仰る、
所は、

正法に、
無き、
其の、
世間、

何れ、

その、
何れ、

我々、
障、

何れ、

(8)

日蓮大聖人の立正安国論に示して曰く。

「汝早く信仰の心を改め、速にやかに実衆の
「善」に帰せよ。我々は則ち此の善は皆我が國なり。
に國其の善なくば。土は荒れ、民は困る。富土何ぞ
壞れんや。國に善微無くハに善微無くハに善。
は、我々衆にこそは。我々衆にこそは。我々衆にこそは。
此の言。我々衆にこそは。我々衆にこそは。我々衆にこそは。
我々衆にこそは。我々衆にこそは。我々衆にこそは。」

新解 日蓮大聖人の立正安国論に示して曰く。
我々衆にこそは。我々衆にこそは。我々衆にこそは。
我々衆にこそは。我々衆にこそは。我々衆にこそは。